

諮問第 1 号

退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問について

熊本県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第1項の規定により審査請求があったので、同条第2項の規定により、次のように諮問する。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 諮問の内容

熊本県教育委員会が行った一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求の取扱いについて意見を求める。

2 審査請求の概要

- (1) 審査請求人 元県立高等学校教諭
- (2) 処分庁 熊本県教育委員会
- (3) 審査請求番号 令和元年（人審）第2号
- (4) 事案の概要

ア 支給制限処分の理由によれば、審査請求人は、令和元年5月から6月にかけて、女子生徒に対し抱きしめたりキスをしたりするなどの不適切な行為を複数回行った。また、このような行為を行っていたにもかかわらず、審査請求人が勤務する高等学校の管理職に対して、同女子生徒との関係を否定するなどの虚偽の報告をした。さらに、管理職から禁止されていたにもかかわらず、同女子生徒との連絡を継続していた。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条で禁止されている信用失墜行為並びに職務上の義務に反する行為及び全体の奉仕者としてふさわしくない非行を行ったとして、同法第29条第1項の規定による懲戒免職処分を行うとともに、公務に対する信頼に著しい影響を及ぼしたこと等から、熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第12条第1項の規定により、一般の退職手当8,095,058円を支給しないとする処分を行った。

ウ 審査請求人は、本件処分の前提となる懲戒免職処分は違法であるため、これに基づく本件処分は取り消すべきであり、また、上記アの行為は、審査請求人の永年勤続の功を抹消するとともに、退職手当の持つ賃金の後払い的及び生活保障的性格を全て否定するほどの重大なものとはまではないと主張している。

（提案理由）

地方自治法第206条第1項の規定による審査請求について、同条第2項の規定により

議会に諮問する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。